

## 土地改良財産の管理及び処分に関する事務取扱要綱

### 第1 総則

#### 1 趣 旨

大分県土地改良財産の管理及び処分に関する条例（昭和34年10月27日大分県条例第30号以下「条例」という。）第2条第2項に規定する土地改良財産の管理及び処分については、条例及び大分県土地改良財産事務取扱規則（昭和34年12月25日大分県規則第74号以下「規則」という。）並びに大分県県有財産条例（昭和39年3月31日大分県条例第28号以下「財産条例」という。）並び大分県県有財産規則（昭和39年3月31日大分県規則第28号以下「財産規則」という。）の定めるもののほか、この要綱によるものとする。

#### 2 定 義

- (1) この要綱で土地改良財産とは、次に掲げるものをいう。
- ① 土地改良法（昭和24年法律第195号以下「法」という。）に基づき県が行う県営土地改良事業及びこれに類する事業によって生じ、又は当該事業のために取得した工作物、その他の物件及びそれらに係る県有の敷地並びに地上権の権利
  - ② 法施行の前日までに法第2条第2項の各号に掲げる事業に相当する事業によって生じ、又は当該事業のために取得した工作物、その他の物件及びそれらに係る県有の敷地並びに地上権の権利
  - ③ 県有土地改良財産の効用を高めるための県営事業により生じ、又は取得した工作物、その他の物件及びそれらに係る県有の敷地並びに地上権等の権利
- (2) この要綱で土地改良施設とは土地改良財産のうち敷地を除く工作物その他の物件をいう。
- (3) この要綱で基幹的な土地改良施設とは、次に掲げるものとする。
- ① ダム、ため池（ダムにより流水を貯留するものに限る）、えん堤（ダムを除く）及びこれらに付帯する施設並びにこれらに直接関連する基幹水路
  - ② 農地以外の排水受益面積が2割以上でかつ、排水能力が一定規模（口径500mm、出力50hp／台）以上の揚水施設及びこれらに直接関連する基幹水路
  - ③ 海岸、河川堤防の第1線堤（本堤の1番堤をいう）
  - ④ その他高度の公共性を有するもので、譲与が不適当と認められるもの

#### 3 土地改良財産の範囲

- (1) 換地を伴う土地改良事業で新設された換地区（法第117条の区）内の土地改良施設については、県は、所有権を取得しないものとする。
- 当該土地改良施設の所有権は、換地処分により処分を受けた者に帰属するものと

する。

ただし、県が換地処分を受ける土地及びその土地に存する施設についてはこの限りでない。

なお、法第89条の2第6項の規定により一時利用地の指定が行われた土地及びその土地に存する施設以外は、換地処分が行われるまでの間、事業主体が管理を要するものである。

- (2) 県以外の者が所有する工作物その他の物件（以下この号において「土地改良施設等」という。）を県営土地改良事業によって機能回復及び原形復旧した土地改良施設については、県はその所有権を取得しないものとする。

当該施設の所有権は、土地改良施設等がいわゆる法定外の公共物である場合には、国に帰属し、これ以外の場合には、その所有者に帰属するものとする。

なお、工事完了後はすみやかに当該土地改良施設等の管理者に関係図面等を添えて工事完了の通知を行うとともに、管理の引継を行うものとする。

- (3) 県営土地改良事業により設置した仮設物は、本来土地改良財産に含まないものであるが、その規模等からみて将来管理の対象とすることを相当とするものについては、土地改良財産として取扱うものとする。

- (4) 県営土地改良事業により他の所有に係る財産について、改築、追加工事等を実行する場合には、当該工事に着手する前に当該工事の施工方法当該工事により造成される施設の帰属及び管理方法等について相手方と協議し、契約を締結しておくものとする。

#### 4 共同工事によって生じる施設

県営土地改良事業を発電事業、工業用水道事業、上下水道事業及びその他公共の利益となる事業（以下「他事業」という。）との共同工事として実行する場合には、あらかじめ当該共同工事により造成される施設の帰属、管理者及び管理方法等に関する基本的な事項について、当該他事業の実行者と協議し、契約を締結しておくものとする。

## 第2 管理委託

### 1 管理委託の方針

土地改良財産は、原則として条例第3条の規定によりその管理を土地改良区、市町村、その他適当と認める（以下「土地改良区等」という。）に委託するものとする。

### 2 管理委託の時期

管理委託は、県営土地改良事業の工事の完了又は部分完了したときで、当該事業により造成される施設がその効用の全部又は一部を発揮しているものとして知事が認定した時にすみやかに行うものとする。

なお、工事が完了したときは、当該工事の竣工したときをいうものとし、部分完了

したときとは、当該事業により造成される施設群の一が竣工したときをいうものとする。  
工事完了は、工事完了公告において確認し、部分完了は、局長等より様式第20号の報告に基づき認定（様式第21号）された場合に限るものとする。  
認定にあたっては、補助金や法手続等の変更等により判断する。

### 3 管理受託者の選定

管理委託は、「土地改良施設の管理者及び管理方法に関する基本事項（予定管理方法）（土地改良事業施行申請時に徴する土地改良施設の管理についての内諾書を含む）において、管理者として定められている者（以下「予定管理者」という。）に対して行うことを原則とする。

ただし、県がその他の者が管理することを認める場合はこのかぎりではない。

### 4 管理委託の手続き

- (1) 各地方振興局長及び事業事務所長（以下「局長等」という。）は、その所管する県営土地改良事業の工事が完了又は部分完了するときは、様式第1号により予定管理者に当該土地改良財産を管理委託する旨の通知をし、予定管理者から土地改良財産の管理方法書（案）を提出させるものとする。
- (2) 局長等は、管理方法書（案）等に基づき予定管理者と調整し、次の書類を添付して様式第2号により農村計画課長（以下「課長」という。）に進達するものとする。
- ア 管理委託協定書（案） 様式第3号
  - イ 財産調書 様式第4号
  - ウ 管理方法書 様式第5号
  - エ 財産図面

土地改良財産の種類	添付図面
工作物	位置図、平面図、縦断図
建物	位置図、構造平面図
土地、地上権等	位置図、丈量図
その他	位置図、平面図、構造図

- (3) 課長は、管理委託協定書の内容等を審査のうえ様式第6号により管理委託協定を締結し、管理委託の留意事項（様式第6-2号）を添付するものとする。

### 5 土地改良財産の管理の移管

- (1) 土地改良財産の管理の移管は、管理委託協定書に定められた日に局長等又はその指定する者と、土地改良財産の管理を受託した者（以下「管理受託者」という）又はその指定する者が現地立会いのうえ行うものとする。
- (2) 局長等は、引渡し完了後管理委託者から管理引継書（様式第7号）を提出させるものとする。

## 6 管理委託に伴う注意事項

局長等は、管理委託にあたり次の事項について、予定管理者を指導するものとする。

- (1) ダム（河川法第44条第1項に規定するダムをいう。）、その他えん堤の管理を委託する場合には、法第57条の2第1項の規定により管理規程を定め、又は同条第3項の規定により変更して知事の認可を受けること。
- (2) ダムの管理を委託する場合には、河川法第47条第1項の規定により操作規程を定め又は変更し、及び同法第50条第1項の規定により管理主任技術者を選任して河川管理者（1級河川にあっては建設大臣、2級河川にあっては知事）に届け出ること。
- (3) 揚排水施設に係る電気施設（電気事業法第66条第2項に規定する自家用電気工作物に該当するものをいう。）の管理を委託する場合には、同法第74条第4項において準用する同法第52条第1項の規定により保安規程を定め、又は同条第2項の規定により変更し、及び同法第72条の規定により主任技術者を選任して九州経済産業局長に届け出ること。

## 第3 他の法令による管理

### 1 道路法による管理について

農道については、市町村管理となるが、当該市町村から道路法により管理したい旨の申出があった場合は、管理移管後に路線の認定を受けるものとする。

### 2 道路との兼用工作物となる場合の取扱い

道路以外の土地改良施設につき、道路管理者から道路法による路線の認定をする旨の連絡があり、これを承認するときは、当該施設は、道路法第20条第1項に規定する兼用工作物となるので、当該施設の管理方法及び費用負担等について当該道路管理者と協議するものとする。

なお、当該兼用工作物は、土地改良財産であることに変りはない。

### 3 河川法による河川の指定等のあった場合の取扱い

土地改良財産である水路、堤防等の施設を河川法による河川に指定し、又は河川管理施設とすることについて協議があった場合には、原則として当該施設を構成する土地改良財産たる土地又は工作物その他物件を国土交通大臣に譲渡する。

### 4 河川管理施設との兼用工作物となる場合の取扱い

河川管理施設となる施設以外の土地改良施設について、河川管理者が河川法による兼用工作物の工事等を行おうとする場合には、当該施設の管理方法及び費用負担等について当該河川管理者と協議し契約を締結するものとする。

なお、当該兼用工作物となった施設は、土地改良財産であることに変りはない。

## 5 海岸保全区域の指定があった場合の取扱い

海岸法第3条の規定による海岸保全区域の指定は、干拓堤防等（堤防、突堤、護岸、胸壁、その他海水の進入又は海水による浸蝕を防止するための施設をいう。）の在する区域について行われることになるが、この場合においても当該干拓堤防等は、土地改良財産であることに変りない。

従って、当該干拓堤防等は、土地改良財産としての管理（管理委託を含む。）の対象となるものであることはいうまでもないが、これに加えて海岸法の規定による海岸管理者の公物管理権の規制が加えられることとなる。

## 6 海岸保全区域の指定を受けたことを証する書面

海岸保全区域の指定を受けたとき、知事は県公報の写しを保管しておくものとする。

# 第4 譲与

## 1 譲与の方針（条例第9条第1項の譲与。以下3～6において同じ。）

土地改良財産は基幹的な土地改良施設を除き、原則として土地改良区等からの申請により、土地改良区等に譲与するものとする。

## 2 譲与の種類

条例に規定している譲与の種類は、次のとおりである。

### （1）第9条第1項の規定による譲与

土地改良施設の用途を廃止したときは、これを無償で県に返還することを条件として譲与する場合

### （2）第9条第2項の規定による譲与

法第122条第1項の規定による補償に相当する金額の範囲内で、当該補償に代え、県営土地改良事業の一部として行う工事（以下「補償工事」という。）によって生じた土地改良財産たる工作物等を当該補償を受けるべき者に譲与する場合

### （3）第10条第1項の規定による譲与

土地改良区等において管理の費用を負担した土地改良施設の土地等で、その用途を廃止したものをその負担した管理費用の範囲内において、当該土地改良区等に譲与する場合

### （4）第10条第2号の規定による譲与

土地改良区等の寄付に係る土地等で、その用途を廃止したものをその寄付者たる土地改良区等に譲与する場合をいう。ただし寄付の際、特約をした場合を除くほか寄付を受けた後20年を経過したものについてはこの限りではない。

### 3 謙与の時期

謙与は、原則として工事の完了公告後に行うものとする。

ただし、部分完了した施設で謙与することが適當と認められる場合には、部分完了の認定後に行うことができる。

### 4 謙与の手続き

(1) 土地改良財産の謙与を受けようとする者（以下「謙与申請者」という。）は、申請書（様式第8号）に次の書類を添えて局長等に提出するものとする。

ア 謙与物件の維持管理に係る条例、定款又は規約等の写

イ 謙与物件の維持管理費用に係る当該年度の収支予算書または前年度の収支決算書の写

ウ 謙与物件の維持管理計画の概要書

(2) 局長等は、謙与申請者から謙与申請書の提出があったときには、次の事項について審査のうえ、土地改良財産台帳及び関係図面（下記図面）を調整して農林水産部長（以下「部長」という。）に進達するものとする。

(審査事項)

ア 謙与申請のあった土地改良財産と土地改良財産台帳の記載事項との照合

イ 謙与申請者の適格性

ウ 謙与後の維持管理が適正になされること

エ その他必要な事項

(関係図面)

ア 水路、農道 ··· 位置図、平面図、縦断図、横断図

イ 建物 ··· 位置図、構造平面図

ウ その他の土地改良施設 ··· 位置図、平面図、構造図

エ 土地、地上権等 ··· 位置図、丈量図

(3) 部長は、土地改良財産について謙与することが適當と認められるときは、当該土地改良財産の用途を廃止して様式第9号により謙与契約を締結するものとする。

この場合には、局長等を経由するものとする。

### 5 財産の引渡

(1) 土地改良財産の引渡しは、謙与契約書に定められた日に局長等又はその指定する者と、土地改良財産の謙与を受けた者（以下「謙受者」という。）又はその指定する者が現地立会いのうえ行うものとする。

(2) 局長等は、引渡し完了後謙受者から受領書（様式第10号）を提出させるものとする。

### 6 条例第9条第2項による謙与

(1) 局長等は、補償工事を行おうとする場合には、当該補償を受けるべき者（以下「被保障者」という。）と様式第11号により補償契約を締結するものとする。

(2) 部長は、当該補償工事完成後、様式第12号による被補償者からの請求に基づき、

当該補償工事によって生じた工作物その他の物件（以下「補償物件」という。）を  
様式第13号により譲与するものとする。

- (3) 補償物件の引渡しは、譲与契約書に定められた日に局長等又はその指定する者と、  
被補償者又はその指定する者とが現地に立会いのうえ行うものとし、局長等は引渡  
し完了後被補償者から受領書（様式第14号）を提出されるものとする。

## 第5 交換

- 1 局長等は、条例第11条の規定による交換に係る付替工事等を行おうとするときは、  
様式第15-2号により当該付替工事等の着手前にあらかじめ当該交換の相手方となる  
べき者と協議し、当該交換に関して承諾書（様式第15号）を徴し、当該承諾書、関係  
書類及び図面を調整し、意見を付して部長に進達するものとする。
- 2 部長は、当該交換に係る付替工事等の完成後は、様式第16号により交換契約を締結  
するものとする。  
また、両者立会いのうえ、受領書（様式第16-2号）を締結するものとする。

## 第6 他目的使用

- 1 他目的使用の承認又は許可
  - (1) 管理委託をしていない土地改良財産の他目的使用の許可（財産規則第34条から  
第37条）  
管理委託をしていない土地改良財産については、例外的なものを除き他目的使用  
は許可すべきでないが、その使用許可が社会通念上やむを得ないものであり、かつ  
当該土地改良財産の本来の目的を妨げないものに限り事後の管理に及ぼす影響を考  
慮し、予定管理者と協議のうえ決定するものとする。  
この場合には、局長等は使用等を希望する者からの承認申請書（様式第17-2  
号）に意見を付して課長に進達するものとする。
  - (2) 管理委託をしている財産の多目的使用の承認  
局長等は、管理受託者が、条例第5条の規定により受託財産を他の目的に使用し  
又は用途に供するために知事の承認を受けようとする場合は、規則第8条の受託財  
産他目的（用途）使用許可申請書（規則第5号様式）を提出させる。  
また、当該受託財産を他人に使用させるために知事の承認を受けようとする場合  
には、様式第17号による受託財産の他目的使用許可書を添付させるものとする。
  - (3) 改築、追加工事を伴う他目的使用の取扱  
土地改良財産の他目的使用が当該財産の改築追加工事を伴うものであるときは、  
前記（1）及び（2）の申請書に添えて当該改築追加工事の設計書及び関係図面を

添付させるものとする。

## 2 他目的使用の期間

- (1) 管理委託をしていない財産については、財産規則第36条に定める期間内とする。  
但し、この期間に満たない時点において、土地改良区等に管理委託又は譲与することが確実であるときは、管理委託又は譲与によって財産を移管する日の前日までとする。
- (2) 管理委託をしている財産については、当該管理受託団体の条例、定款、規約等（以下「条例等」という。）に定めるところによる。ただし当該団体の条例等に特別の定めない場合には、財産規則の規定に準ずるものとする。

## 3 他目的使用の使用料

- (1) 管理委託をしていない財産については、原則として大分県使用料及び手数料条例及び大分県出納事務局長の定めるところにより使用料の徴収を行うものとする。この場合、調定及び収納事務は大分県事務委任規則（昭和43年8月9日大分県規則第60号）第3条第3号の規定により、かいの長が行う。  
なお、収入科目については、次のとおりとする。

予算主務課	款	項	目	節
農村計画課	使用料及び 手数料	使用料	農林水産業 使用料	土地改良 財産使用料

- (2) 管理委託をしている財産については、当該管理委託団体の条例等に定めるところにより当該団体が徴収を行うものとする。ただし、当該団体の条例等に特別の定めがない場合には、県の規定に準ずるものとする。

## 第7 改築、追加工事等

### 1 改築、追加工事の承認

条例第6条及び規則第9条の規定による改築、追加工事の承認は、当該工事が行われることにより当該土地改良財産の機能及び効果が維持され、又は増加すると認められるものについて行うものとする。

- (1) 受託管理者が行う場合は、規則様式第6号により申請し様式第17-3号により契約する。
- (2) 県営事業の工事以外の工事を行おうとする者が行う場合は、規則様式第6号の2により申請し様式第17-3号により契約する。
- (3) ただし、条例第6条但書の規定により、応急工事を実施した場合は、様式第17

－4号により事後報告するものとする。

- (4) 他の所有に係る財産を県営事業の工事により改築、追加工事等を施行する場合、工事完成後、様式第17-5号及び様式第17-6号により通知し、財産引受書（様式第17-7号）を提出させるものとする。
- (5) 局長等は、引渡しが完了した場合は、様式第17-8号を課長に提出するものとする。

## 2 改築追加工事等によって生ずる施設の帰属

当該改築追加工事によって生ずる施設については、原則的に土地改良財産に帰属するものとする。

## 3 原因者工事の承認

土地改良財産の現状を維持するための工事で土地改良財産に直接手を加えない県営事業の工事以外の工事（「原因者工事」という。）を行う場合は以下のとおりとする。

- (1) 管理委託をしている財産の場合

管理受託者は、原因者工事を行いたい施行者からの申し出があったときは、原因者工事承認申請書（様式第17-9号）を局長等に提出し、局長等は課長に進達する。管理受託者は、承認する旨の通知を受けたときは、工事施工者と原因者工事契約書（様式第17-11号）を締結し、竣工後は竣工検査の結果を局長等に報告するものとする。

- (2) 管理委託等未了の財産の場合

局長等は、原因者工事を行いたい施行者からの申請書（様式第17-10号）に意見を付して課長に進達する。課長は、承認する場合は、通知するとともに、契約書（様式第17-11号）を締結するものとする。

## 4 地上権設定地の工事協議

土地改良施設の維持、管理等のため、区分地上権を設定している土地に、所有者が工作物を構築する場合、管理委託者は所有者からの工事協議書（様式第17-12号）により協議を行い、支障がないと認められるときは、部長に様式第17-13号を提出するものとする。

受託管理者は、部長より同意する旨の通知があったときは、工事施工者にその旨通知するものとする。

## 第8 用途廃止及び払下げ

- 1 局長等は、自ら管理し又は条例第3条の規定によりその管理を委託した土地改良財産を引続き効用又は、公共財産として使用する必要がなくなったと認めたときは、次の事項を記載した書面及び関係図書を整備し、現況写真2部を添付して、行政財産の用途を廃止するよう部長に進達するものとする。
  - (1) 所在地及び事業名、地区名、事業実施期間
  - (2) 用途廃止の理由
  - (3) 土地についてはその地目及び面積、建物についてはその構造及び面積、その他のものについてはその種類、構造、及び数量
  - (4) 用途廃止後の利用計画又は処分方法
  - (5) 関係図面
  - (6) その他必要な事項
- 2 局長等は、条例第9条第1項の規定により譲与した土地改良財産について、その指定の用途を廃止する旨の通知を譲受人から受けたときは、前記1に準じた書面等を調整して部長に進達するものとする。
- 3 前記1及び2により行政財産の用途を廃止した財産及びその指定の用途を廃止した財産については、県有財産（普通財産）として取扱うものとする。
- 4 前記3により県有財産（普通財産）となったものについて、様式第18号により払下げの希望がある場合は、様式第18-2号により県有財産の売買契約書を締結するものとする。また、現地確認のうえ、受領書（様式第18-3号）を提出させるものとする。
- 5 用途廃止に係る土地改良財産が、条例第3条の規定による管理委託を行っているものである場合は、当該管理委託の協定を変更又は解除するものとする。

## 第9 土地改良財産台帳及び図面

### 1 土地改良財産台帳

土地改良財産台帳は、表題部と各明細表（概要、工作物、土地、建物、立竹木、地上権）（規則様式第1号）及び土地改良財産整理簿（様式第18-4号）を一式として調整するものとする。

### 2 土地改良財産台帳の添付図面

局長等は、土地改良財産の譲与が行われるまで土地改良財産図面1部を保存するものとする。土地改良財産図面は、次の添付図面とし、事業完了年度に作成するものとする。

ただし、基幹施設等の譲与できない財産については、管理委託後土地改良財産図面1部を保存するものとする。

## 添付図面

土地改良財産の種類	添付図面
工作物	位置図、平面図、縦断図、横断図
建物	位置図、構造平面図
土地、地上権等	位置図、丈量図
その他	位置図、平面図、構造図

## 第10 定期報告

### 1 管理委託財産の管理状況報告

局長等は、条例第4条第5号の規定による管理状況の報告を取りまとめのうえ6月末日までにその写しを課長に提出するものとする。

### 2 管理委託等計画書

局長等は、当該年度の事業完了又は部分完了により、条例第3条の規定による管理委託又は条例第9条の規定による譲与を行うことができる財産が生じたときは、様式第19号によりその計画を3月20日までに課長に報告するものとする。

### 3 県有財産現況報告

土地改良財産の一会計年度における増減異動の状況及び年度末における現在高を決算にあたり調整し、課長あて5月20日までに提出するものとする。

なお、用度管財課との協議により、5年に1度の財産価格の見直しは行わないものとする。

### その他

- 1 昭和44年1月9日付け耕地第51号農政部長通達は廃止する。
- 2 昭和45年1月17日付け耕第4719号農政部長通知は廃止する。
- 3 昭和55年10月9日付け耕第1853号農政部長通知は廃止する。